

## P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

### マイカー通勤手当非課税枠の改正

本通信10月号でお知らせした通勤手当の改正(所得税法施行令)が、10月19日の公布され、翌20日に施行されました(20条の2二)。この非課税限度額が引き上げられるのは、平成26年以来11年ぶりのことです。

この改正は、自動車や自転車通勤をしているマイカー通勤者の通勤手当の非課税枠の改正で、通勤定期を利用している方の通勤手当(最高限度額15万円)については、改正はありません。

### マイカー通勤手当非課税限度額

通勤距離(片道)	改正前	改正後
2km未満	(全額課税)	改正なし
2km以上10km未満	4,200円	改正なし
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
.....		
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

事務所・P5より・・

**編集後記** 今年もP5通信にお付き合いいただき有り難うございました。この通信も余り変わりばえのしない内容で申し訳ありません。来年・令和8年は、午(うま)年です。情熱や変化を象徴する年だそうです。変化ダ!!

**編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)**

この改正は、令和7年4月1日以後の通勤手当に遡及して適用されます。

改正前の非課税限度額を超えて通勤手当を支給している場合には、年末調整で精算して下さい。多分、4月支払分から限度額の差額を12月に支払う場合が多いと思いますが、その部分は非課税となります。例えば、片道20kmの人の通勤手当を今まで12,900円支給していて、この改正で、差額分(600円×9か月)の4,500円を支払ったとします。この4,500円は非課税です。記帳の場合には摘要欄に「マイカー通勤費非課税差額分」とでも記載しておいて下さい。

なお、今年の3月分のマイカー手当を4月に支給することにしている場合でも4月が支給日ですから改正後の限度額が適用されます。逆に4月分を3月支給とされていますと3月支給は改正前で適用します(通勤手当の非課税限度額の引き上げに関するQ&A)。

# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 434

令和7年12月1日

### 地方交付税

今年令和7年の最終号です。

インフルエンザの流行が世界的に猛威を奮っています。下表は厚労省の公表値です。

### 定点観測によるインフルエンザ発生数

年月	期間	インフルエンザ		
		発生者数	月計	前年同月
2025年4月	4/7-4/13	4,621	19,617	28,212
	4/14-4/20	4,627		
	4/21-4/27	4,209		
	4/28-5/4	3,039		
2025年5月	5/5-5/11	2,580		
	5/12-5/18			
	5/19-5/25			
	5/26-6/1			
2025年6月	6/2-6/8			
	6/9-6/15			
	6/16-6/22			
	6/23-6/29			
	6/30-7/6			
	7/7-7/13			
2025年7月	7/14-7/20			
	7/21-7/27			
	7/28-8/3			
	8/4-8/10			
2025年8月	8/11-8/17			
	8/18-8/24			
	8/25-8/31			
	9/1-9/7	1,949	13,502	8,916
	9/8-9/14	2,732		
2025年9月	9/15-9/21	3,073		
	9/22-9/28	4,030		
	9/29-10/5	6,013		
	10/6-10/12	9,074	86,943	18,571
2025年10月	10/13-10/19	12,576		
	10/20-10/26	24,276		
	10/27-11/2	57,424		
2025年11月	11/3-11/9	84,183	443,011	48,959
	11/10-11/16	145,526		
	11/17-11/23	196,895		
	11/24-11/30	0		

11月30日までの一週間分はまだ出でていませんが、前年同月比で10倍となっています。定点報告数の集計ですので、実数は、倍以上なのかも知れません。コロナ感染者数の公表値が定点によることになった(令和5年5月から)ときは、定点数は全数公表の1/2程度になっていました。

11月のインフルエンザ感染者数は50万人を超えそうです。昨年の10倍です。昨年12月のピーク時は70万人でしたので、もっと増えるかもしれません。なお11月のコロナ(Covid-19)は3万人と前年と余り変わりません。

### 連載・台風の発生数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	上陸数
2025					2	7	5	6	4	3	27	3		
2024					2		2	6	8	3	4	1	26	2
2023			1	1	1	3	6	2	2	1	17	1		
2022		2		2	2	5	7	5	1	1	25	3		
2021	1	1	1	2	3	4	4	4	1	1	22	3		
2020		1	1		1	1	8	3	6	3	1	23	0	
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29	5
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29	5
2017			1		1	8	6	3	3	2	27	4		

上記で上陸数とは、台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した数です。12月はどうなるか?

HPリンク⇒

pdfで作成しています。  
下線部分は元資料にリンクできます。



## 2025年12月の税務・総務予定

### (税務)

\*給与所得の年末調整

(原則)本年最後の給与の

支払日前日まで

\*固定資産税・都市計画税(第3期

分)の納付期限 通常月末

(東京都・横浜市・茅ヶ崎市

R8年1月5日)

### (総務他)

\*年賀状の発送

(このP5NEWSで代用)

\*年末ボーナスの支給

**COVID-19・Influenza** 関連のデータは  
ホームページ(HP)に掲載しております。

今年の最終号は、“ふるさと納税”的話をさせて頂きます。

ふるさと納税は、国民が自身の出身地や応援したい地方団体（都道府県・市区町村）に対して寄附を行うことを奨励する目的で平成20年度税制改正

(法21号・当初の適用下限額5,000円)で創設された制度で15年以上使われてきた制度です。この制度は、地方税法第37条の2及び第314条の7に規定されており、寄附額のうち2,000円（適用下限額）を超える部分について、所得による制限はありますが、所得税及び個人住民税から全額が控除されます。

①所得税からの控除（所得控除・所法78条）総所得金額等の40%まで

②住民税からの控除（基本分）

(地法37条の2③・314条の7③)

寄附金額(総所得金額等の30%が上限)から2,000円を引いた額に10%（都道

府県民税4%+市町村民税6%)を住民税の所得割から控除されます。

### ③住民税からの控除（特例分）

(地方37条の2④・314条の7④)

住民税所得割額の20%が上限です。  
の3段階で行います。

特に③の「特例分」によって、自己負担2,000円を除く全額が控除される仕組みになっています。

この様に、ふるさと納税が利用されると寄附者の住所地の自治体（寄附者が住んでいる自治体）の税収減となります。具体的には、翌年度、寄附者から入ってくるはずだった住民税が、住民税の控除分だけ税収が減少します。

住所地の自治体が地方交付税の交付団体である場合には、おおよそ減収額の75%が、国から「地方交付税」としてその自治体に交付されます。

この地方交付税は、地方団体の適正な行政水準を維持するなどのために、国税の収入の一部を一定の基準で地方団体に配分・公布するもので、本来の税とは異なります(地方交付税3条)。

この地方交付税には、普通交付税（総額の94%）と災害等の特別な財政需要に応じて配分される特別交付税（総額の6%）があり、住所地の住民税の減額分は、普通交付税から配分されます。

この交付税の補填は、東京23区や一部の裕福な市町村（地方交付税をもらっていない「不交付団体」）は、この国の補填が一切ないため、減収分を全額負担することになっています。

ちなみに全額負担となる不交付団体は、都道府県では、東京都の一団体のみで、市町村では、84市町村です（税のしるべ電子版）。神奈川県では、川

崎市、平塚市、鎌倉市や藤沢市など9団体です。ちなみに神奈川県で最も普通交付税交付額の多いのは、政令指定都市の相模原市(300億円)、横浜市(230億円)です。

令和7年ふるさと納税制度の利用者は右肩上がりで年々増加しています（ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施））。

### ふるさと納税に係る適用実績の推移 (単位万・億円)

課税年度	件数	寄附金額	適用者数	住民税控除額
平成26年度	191	389		
平成27年度	726	1,653	13	184
平成28年度	1,271	2,844	130	1,002
平成29年度	1,730	3,653	227	1,783
平成30年度	2,322	5,127	297	2,457
令和元年度	2,334	4,875	396	3,282
令和2年度	3,489	6,725	414	3,479
令和3年度	4,447	8,302	564	4,433
令和4年度	5,184	9,654	746	5,717
令和5年度	5,895	11,175	893	6,805
令和6年度	5,879	12,728	1,001	7,689
令和7年度			1,080	8,710

上記表・右欄の適用者数・住民税控除額は、翌年度住民税から控除されるので1年ずれて記載しています。

上記の様に、平成27年度以降、寄附金額は飛躍的に増加しています。

この背景には、平成27年4月1日にワントップ特例制度(確定申告を要しない制度)が導入され手続きが簡素化されたこと、また控除限度額が住民税所得割額の1割から2割に引き上げられるなど、優遇措置が拡大されたことによるようです。この急激な制度の利用拡大の陰には、寄附を誘致するための過度な返礼品競争が顕在化し、深刻な問題となっていました。

この過熱する返礼品競争を是正するため、2019(令和元)年6月より「指定制度」が導入されました。これは、総務大臣が基準に適合した自治体のみを対象として指定する仕組みで、基準違反の自治体は税控除の対象外とされます（平成31年法律2号）。

指定を受けるための基準として、以下の二点が定められました。

- ① 返礼品は地場産品とすること。
- ② 返礼品の調達価格は寄附金額の3割以下とすること。

指定を外されたことにより争われたものに、大阪府泉佐野市に対し、返礼品基準を満たさないとして令和元年5月に総務大臣から非指定処分を受けたことに対したものがあります（最高裁判令和2年6月30日第三小法廷判決）。

またふるさと納税の平成6年度(平成6年4月1日～平成7年3月31日)受入額は、1兆3千億円で前年比1.1倍になっています。この中で最も多いのが、北海道の1,800億円。また住民税額の控除実績では、平成7年度(令和6年1月～12月受入分)課税における控除実績は8,700億円と前年から13%増加しています。